

議員提出議案第2号

武蔵野市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提 出 者

25番 川 名 ゆうじ

16番 木 崎 剛

3番 大 野 あつ子

4番 深 田 貴美子

6番 宮 代 一 利

19番 橋 本 しげき

22番 山 本 ひとみ

24番 西園寺 みきこ

武蔵野市議会議長 落合 勝利 殿

武蔵野市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会個人情報の保護に関する条例（令和5年3月武蔵野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5から8まで (略)</p> <p>9 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号。<u>第19条において「情報公開条例」という。</u>）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5から8まで (略)</p> <p>9 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法</p>	<p>字句の改正</p>

律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

10から12まで（略）

（利用及び提供の制限）

第12条（略）

2から4まで（略）

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第28条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項から第12条第2項第1号まで（略）

第37条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項第2項の規定に違反して利用されているとき、	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、又は番号利用法
------------	-------------------------------------	---

律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

10から12まで（略）

（利用及び提供の制限）

第12条（略）

2から4まで（略）

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項から第12条第2項第1号まで（略）

第37条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項第2項の規定に違反して利用されているとき、	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、又は番号利用法
------------	-------------------------------------	---

字句の改正

字句の改正

字句の削除

<p>第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>	<p>第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>	<p>字句の改正</p>
<p>第37条第1項第2号（略）</p>	<p>第37条第1項第2号（略）</p>	
<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p>	<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p>	<p>字句の改正</p>
<p>第16条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p>	<p>第16条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>第3項</u>において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p>	
<p>(1)から(9)まで（略）</p>	<p>(1)から(9)まで（略）</p>	
<p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p>	<p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p>	
<p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p>	<p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p>	
<p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、</p>	<p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、</p>	

<p>議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イからキまで （略）</p> <p>(2)及び(3) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第17条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己</u>を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第47条において「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第23条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところ</p>	<p>議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イからキまで （略）</p> <p>(2)及び(3) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第17条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第23条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p>
--	--	---

<p>により、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第47条において「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がある各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定め</p>	<p>係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がある各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定め</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p>
--	---	---------------------------

<p>るところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第47条において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用停止請求の手續)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第46条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その</p>	<p>るところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用停止請求の手續)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第46条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p>
---	--	--

<p>他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p>第47条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p>第47条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定に資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>
---	--	---------------------------

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。